

令和３年度第１回消費生活審議会 会議要旨

１ 開催日時

令和３年７月１４日（水）午前１０時～午前１１時４０分

２ 開催場所

広島市役所本庁舎１４階第７会議室（広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号）

３ 審議会委員及び専門委員の出欠（敬称略）

（１）消費生活審議会委員（１０名中９名出席）

朝倉委員、重藤委員、土井委員、鳥谷部委員、長谷川委員、原田委員、増木委員、宮永委員、室井委員（なお、山田委員については欠席）

（２）消費者教育部会委員（９名中７名出席）

朝倉委員、上向井専門委員、重藤委員、土井委員、西村専門委員、原田委員、三好専門委員（なお、溝下専門委員、山田委員については欠席）

（３）消費者安全確保部会委員（１１名中１１名出席）

枝廣専門委員、岡崎専門委員、篠原専門委員、土井委員、長谷川委員、原田委員、増木委員、宮永委員、村木専門委員、室井委員、彌政専門委員

なお、各会とも過半数の出席者であり、定足数を達しているため、会は成立している。

４ 公開・非公開の別

公開

５ 傍聴者

０名

６ 会議資料名

資 料 １ 令和２年度消費者行政の実績報告

資 料 ２ 令和３年度消費者行政の事業説明

資 料 ３ 「第２次広島市消費生活基本計画」消費者施策（個別施策）実施状況

資 料 ４ 「第２次広島市消費生活基本計画」消費者施策 達成目標の進捗状況

７ 会議の要旨

（１）開会

（２）議事「会長・副会長等の選出について」

ア 消費生活審議会について

委員の互選により、会長に鳥谷部委員、副会長に原田委員を選出した。

イ 消費者教育部会について

部会に属する委員の互選により、部会長に朝倉委員を選出した。

ウ 消費者安全確保部会について

部会に属する委員の互選により、部会長に宮永委員を選出した。

エ 各部会長の職務代理委員について

消費者教育部会については朝倉部会長が原田委員、消費者安全確保部会については宮永部会長が原田委員を指名した。

(3) 報告事項

ア 令和2年度消費者行政の実績報告について

資料1により事務局から説明した。

イ 令和3年度消費者行政の事業説明について

資料2により事務局から説明した。

ウ 「第2次広島市消費生活基本計画」に基づく令和2年度消費者施策（個別施策）実施状況について

資料3により事務局から説明した。

エ 「第2次広島市消費生活基本計画」に基づく消費者施策 達成目標の進捗状況について

資料4により事務局から説明した。

(4) 閉会

【以下、主な質疑応答等の要旨】

①令和2年度消費者行政の実績報告について、②令和3年度消費者行政の事業説明について

（三好専門委員）

資料2の5ページの「（3）高齢者の消費者被害防止強化事業 イ高齢者用ステッカーの配布」について、高齢者の消費者被害の未然防止を図るために、消費生活センターの電話番号や「訪問販売・訪問購入お断り」を記載したステッカーを高齢者向け消費生活出前講座等を通じて、内容を説明しながら配布するとあるが、高齢者向け消費生活出前講座以外にどのように配布しているか。

（事務局）

ステッカーの配布については、同講座以外に市内各地域包括支援センターやステッカーを求めて来所された方に配布している。また、このステッカーの内容については、「高齢者や障害者等の消費者トラブル防止ハンドブック」の6ページに記載しており、問い合わせのあった方と話をしながら、その相談内容に適したステッカーを配布している。

③「第2次広島市消費生活基本計画」に基づく令和2年度消費者施策（個別施策）実施状況について、

④「第2次広島市消費生活基本計画」に基づく消費者施策 達成目標の進捗状況について

（西村専門委員）

資料4の「◆学校における消費者教育のための教材の提供、授業モデルの提案を行う」について、令和2年度実績に小・中・高等学校へ啓発チラシ・パンフレットを配布するとあるが、本市が設置している中等教育学校や特別支援学校も含まれているか。

（事務局）

中等教育学校や特別支援学校も含んでいる。

（西村専門委員）

資料3にも記載が小・中・高等学校となっているところがあるので、中等教育学校や特別支援学校も含む記載をした方がよいと考える。

（事務局）

その記載については、資料を修正する。

（長谷川委員）

資料4の「◆消費者教育コーディネーターの学校訪問等により全市立学校における消費者教育を推進する」について、全市立学校に消費者教育を推進することは単年度の達成目標か。

（事務局）

資料4に記載している達成目標とは、第2次広島市消費生活基本計画において設定された目標である。この目標には具体的に数値を設定しているものと、そうでないものがある。長谷川委員から質問のあった項目については、単年度1年間で全市立学校に消費者教育を推進することが望ましい。全市立学校に消費

者教育を推進する手段としては、消費者教育コーディネーターによる出前講座ほか、消費者教育コーディネーターが校長会や家庭科の研究会に参加して啓発を行う活動があり、こういった活動を1年間実施していくことで、全市立学校に消費者教育を推進するよう考えている。

（長谷川委員）

目標設定がわかりにくいと感じる。市立学校はかなり多いので、単年度の訪問は難しいからいろいろな方策によってやるとか、5か年で出前講座を何%の学校で実施するといった目標設定にするなど、わかりやすくするよう検討した方がよいと考える。

（事務局）

今後、表現や内容をわかりやすくするよう工夫する。

（重藤委員）

資料3のiiiページの「（1）相談体制 イ広域連携 ○広域連携による相談体制についての研究」について、具体的な連携の方向性はあるか。また、具体的な例として、広島市の消費生活センターに廿日市市の市民から相談があった場合、こういった対応をしているか。

（事務局）

このことについては、個別施策としては、資料3の9ページのNo.73に記載している。

広島市以外の市町村の市民等から相談があった場合の対応としては、まず広島市の受付窓口であることを伝え、急ぎの場合や簡単な相談であれば助言等の対応をしている。そうでない場合は、広島県や住所地の相談窓口を案内している。

（鳥谷部会長）

当該個別施策の内容として、相談体制の広域連携の在り方について周辺の市町と協議しながら研究しますとあるが、広島市以外の市町村の市民等から相談があったことやその結果を当該市町村に連絡はするのか。

（事務局）

相談結果については、P I O－N E Tという全国の消費生活センターと情報共有できる全国消費生活情報ネットワーク・システムに広島市で受けた相談を打ち込みする中で、相談者の住所地の欄に当該市町村を入力しているが、直接当該市町村に連絡することはない。

（重藤委員）

今後の広域連携の在り方について検討しているのであれば、その概要について説明して欲しい。

（事務局）

相談体制の在り方については、廿日市市や府中町等の周辺の市町と具体的にはまだ協議を行っていない。令和2年度 of 取組状況に記載しているとおり、周辺市町の相談体制について情報収集を行っている段階である。

（鳥谷部会長）

広域連携の在り方については、P I O－N E Tでの情報共有だけで終わらせず、周辺市町と何かしら連携方法があった方がよいと考える。